

福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この補助金は、幼稚園等の設置者に対して、幼稚園等が実施する第2子以降の未就園児を支援する事業の実施にかかる経費を補助することにより、未就園児の育成支援及び多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その交付に関しては、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用 語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2子以降 生計を同じくする同一の保護者によって養育されている者のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降の児童
- (2) 2歳児 当該補助事業の年度当初に2歳に達しており、当該補助事業の年度中に満3歳になるまでの間の児童
- (3) 未就園児 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定又は本市の第2子以降の保育料無償化に係る給付を受けていない児童
- (4) 保護者 親権を行う者又は未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護し、生計を同じくしている者で、福岡市に居住する者
- (5) 幼稚園等

ア幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される施設
イ認定こども園 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に基づく施設

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、福岡市内の第2子以降の2歳児の未就園児（以下「補助対象児童」という。）が利用する幼稚園等であり、福岡市が補助事業実施施設として決定した事業者とする。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 補助対象児童に対し、満3歳を迎える前の幼児教育に繋がるカリキュラムを策定して実施すること
- (2) 補助対象児童が単独で週1日以上、定期的・継続的に利用できること
- (3) 補助対象児童を預かるにあたって、適切な人員を配置することとし、

1 名は幼稚園教諭免許を所持しており、その他の職員は事業実施に必要な知識と経験を有していること

(4) 事業に係る保護者負担額について、補助交付額分減免すること

(5) 本市の市税を滞納していないこと

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表に定める額を補助対象児童一人あたりの一月又は一日における上限額とし、予算の範囲内で市長が決定し、交付する。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は各補助事業者が定める保護者負担額とする。

(補助金の申請)

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、この補助金を受けようとするときは、福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金交付決定通知書(様式 2 号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金不交付決定通知書(様式 3 号)により、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、事業が完了したときは、福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業実績報告書(様式第 4 号)に必要な書類を添付して、当該年度 3 月 31 日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第 7 条第 1 項の規定による交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金額確定通知書(様式第 5 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の特例)

第 11 条 市長は、補助事業の性質上、その事業の終了前に補助金を交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第 17 条第 1 項ただし書きの規定を適用し、事前に交付するものとする。

(補助金交付の請求)

第 12 条 第 8 条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

- 2 前条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定による通知書を受けたときは、特例交付が必要な理由を付して、請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付の内容、またはこれに付した条件に違反したとき、あるいは提出書類に虚偽の記載があった場合等は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の場合、すでに補助金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分の補助金を、期限を定めて返還させるものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じる。

- 2 市長は、補助金の交付申請を行った幼稚園等設置者（以下「申請団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しない。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に定める暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助金の交付決定を受けた連盟及び幼稚園設置者（以下「補助金交付団体」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体又は補助金交付団体に対し申請団体又は補助金交付団体の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、
終期到来までに判断する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、
終期到来までに判断する。

別表

区分	上限額	備考
月額	25,700 円	日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨てる。
日額	1,220 円	